

審 第 334号-1
答 申 第 619 号
令 和7年4月16日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年3月31日付け総ワ第1571号-1による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第1160号

令和4年2月11日付けで審査請求人から提起された、令和4年2月3日付け総ワ第
1288号及び1288号-2で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する
裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年2月3日付け総ワ第1288号及び総ワ第1288号－2で行った行政文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年1月23日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に2件の行政文書開示請求を行った。

2 請求の内容

開示請求の内容は、「水産総合研究センターで取り扱う有機溶剤及び特定化学物質の作業に関し、令和2年に実施した特殊健康診断の結果報告書で千葉県人事委員会へ報告した資料（有機則第30条の3又は特化則第41条の規定に基づく報告書）」（以下「請求1」という。）及び「水産総合研究センターで取り扱う有機溶剤及び特定化学物質の作業に関し、令和3年に実施した特殊健康診断の結果報告書で千葉県人事委員会へ報告した資料（有機則第30条の3又は特化則第41条の規定に基づく報告書）」（以下「請求2」といい、「請求1」及び「請求2」を合わせて「本件開示請求」という。）である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求のうち請求1について令和4年2月3日付け総ワ第1288号により、開示しない理由を「開示請求に係る行政文書を保有していないため。（令和2年に、水産総合研究センターで有機則第30条の3又は特化則第41条の規定に基づく報告書の対象者がいない。）」とする行政文書不開示決定（以下「決定1」という。）を、また、請求2について令和4年2月3日付け総ワ第1288号－2により、開示しない理由を「開示請求に係る行政文書を作成及び取得していないことから保有していないため。（人事委員会へは、前年度の特殊健康診断の結果を、毎年7月末日までに報告することとなっており、令和3年度に実施した特殊健康診断の結果は、令和4年度に作成

して報告する。なお、令和3年1月～3月（令和2年度）に、水産総合研究センターで有機則第30条の3又は特化則第41条の規定に基づく報告書の対象者がいない。）とする行政文書不開示決定（以下「決定2」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件不開示決定を不服として、令和4年2月11日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

対象文書を不存在とすることは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）の規定に抵触する状態であり不合理であるから、行政処分を取り消し、更に文書を特定し、対象文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

水産総合研究センターは、令和2年1月8日に千葉県人事委員会から労働基準法（昭和22年法律第49号。）及び安衛法の管理状況に係る調査を受けている。別途、千葉県人事委員会から開示を受けた「令和元年度勤務条件実態調査結果（実地調査）」と題する書面を行政不服審査法第32条第1項の証拠書類として提出する。当該調査結果には「（1）指摘事項」において「有機溶剤業務及び特定化学物質業務に従事する職員に対して、特殊健康診断を適正に実施すること。」とする安衛法第66条第2項に関わる指導を受けている。よって、千葉県人事委員会の指導を受けて、水産総合研究センターは対象の職員に対して有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号、以下「有機則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号、以下「特化則」という。）の規定に基づく特殊健康診断を6月以内ごとに定期に実施しているものと、審査請求人は確信している。

今回、開示請求で求めた「特殊健康診断の結果報告書で千葉県人事委員会へ報告した資料」とは、有機則第29条第2項又は特化則第39条第1項の規定に基づく特殊健康診断を行った後に有機則第30条の3又は特化則第41条の規定に基づき千葉県人事委員会へ提出した健康診断結果報告書である。令和2年1月8日以降に6月以内ごとに1回定期に有機則又は特化則の規定に基づく特殊健康診断が実施されていれば、令和2年及び令和3年の対象期間に少なくとも2回（令和2年には、実施の都合上1回の可能性もある）の特殊健康診断が実施されているはずである。よって、令和2年及び

令和3年の対象期間にそれぞれ1件以上の健康診断結果報告書を作成し、千葉県人事委員会へ報告されているとの予想は合理的である。つまり、文書の特定が不十分である。

また、行政処分総ワ第1288号-2「開示しない理由」欄において、千葉県知事は「人事委員会へは、前年度の特健康診断の結果を、毎年7月末日までに報告することとなっており、令和3年度に実施した特健康診断の結果は、令和4年度に作成して報告する」と主張している。この点に関し有機則第30条の3の解釈例規として、

本条の「遅滞なく」とは、健康診断完了後（第2次健康診断を行った場合は、その完了後）概ね1月以内をいうこと。

との通達が示されている。また、特化則第41条の解釈例規として、

第4項の「健康診断結果報告書」は、本条により定期的に行った健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に遅滞なく（健康診断完了後概ね1カ月以内に）提出するものとする。なお、その報告書は、労働者数のいかに問わず本条第1項により健康診断を行ったすべての事業が提出する必要があること。

との通達も示されている（「第4項」とは、この条文が当該省令施行当初特化則第35条第4項に規定されていたもの）。以上から、対象文書は、特健康診断完了後1月以内に、すなわち「遅滞なく」千葉県人事委員会へ報告されるべき資料であるから、千葉県知事の主張は失当である。よって、令和3年に特健康診断が行われている場合には、開示請求の收受日の令和4年1月23日までに千葉県人事委員会に報告されているとの予想が合理的である。重ねて、文書の特定が不十分であることを主張する。

そして、ここで他県の事例を提示する。鳥取県栽培漁業センターは、鳥取県行政組織規則（昭和39年規則第13号）第134条を根拠に設置された行政機関である。

当該機関は、

（所掌事務）

第135条 栽培漁業センターは、次に掲げる沿岸漁業及び内水面漁業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

（1）水産動植物の増殖、養殖及び漁場環境についての試験研究及び調査に関すること。

（2）その他沿岸漁業及び内水面漁業の促進に関すること。

とする所掌事務を規定されている。この機関では、別添のとおり、鳥取県人事委員会宛に定期的に有機則第30条の3の規定に基づく、有機溶剤等健康診断結果報告書が提出されている。これらの鳥取県人事委員会から開示を受けた資料等も行政不服審査法

第32条第1項の証拠書類として提出する。この鳥取県栽培漁業センターでは、「キシレンを用いた魚の標本作成作業」があるとの有機溶剤作業が記載されている。そして、千葉県の水産総合研究センターは千葉県組織規程（昭和32年規則第68号）第125条において、

水産総合研究センターは、水産技術の向上を図り、本県水産業の振興に寄与するため、水産に係る試験研究及び調査並びに知識の普及、技術の指導及び持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）の施行に関する事務をつかさどる。

と規定され、鳥取県栽培漁業センターに相当する行政機関であると思料する。千葉県組織規程第127条第3項に規定されている分掌事務を鑑みるに、同様の作業若しくは有機溶剤又は特定化学物質を用いた試験又は研究の業務が通常あり得るものと予想する。

以上のとおり、対象文書が不存在とすることは、千葉県人事委員会の安衛法に関わる指導をないがしろにし、安衛法の規定に抵触するものであるから不合理である。また、2件の行政処分は、いずれも文書の特定が不十分である。つまり、行政処分の「開示しない理由」は不合理であるから、2件の行政処分を取り消し、対象文書を特定して更に行政文書を開示するとの裁決を求めるものである。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり主張している。

1 趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由

千葉県職員の有機溶剤業務及び特定化学物質業務の健康診断の対象者について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第45条の「常時従事する労働者に対し、（中略）健康診断を行わなければならない。」という部分を鑑み、「該当物質を取り扱う業務に週1日以上従事する職員（平均週1日以上ではなく、継続的に従事する職員）、又は年間200時間以上従事する職員」という対象基準を設け、毎年度、各所属へ当該基準を満たした者について総務ワークステーションへ報告するように周知している。当該報告に基づき、対象者へ健康診断を行っているが、水産総合研究センターでは、令和2年度及び令和3年度に当該基準を満たした者がおらず、対象者の報告がなかったため、健康診断を実施していない。

3 弁明の内容

令和元年度勤務条件実態調査では、常時、有機溶剤業務及び特定化学物質業務を行っている場合で、有機溶剤業務及び特定化学物質業務に従事する職員に対する特殊健康診断を実施していないことが調査において判明した事業場に対しては、特殊健康診断を実施するよう指摘したところである。

本調査で指摘を受けた水産総合研究センターでは、令和2年度及び令和3年度の有機溶剤業務及び特定化学物質業務に従事する職員のうち、県の対象基準を満たす者がおらず、対象者の報告がなかった。そのため、健康診断を実施していない。また、前述の理由により、当初の不開示決定のとおり、本件請求に係る該当文書を作成及び取得しておらず、保有していない。

また、健康診断の結果については、安衛則第52条の規定に基づく千葉県人事委員会への報告義務があり、千葉県人事委員会は同報告の期限を、健康診断を実施した翌年度の7月末日と示している。特殊健康診断は年度末まで実施しており、2回目の特殊健康診断が完了するのは年度末となる。このため、前年度の実施結果については、年度明けに報告を行っている。

なお、労働基準監督署は、安衛則第45条の「常時従事する」という部分については明確な基準を示しておらず、県の判断基準によるものとなるが、今後、千葉県人事委員会と協議の上、現在の対象基準を見直し、変更を行う可能性があることを申し添える。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議をした結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求の対象となる行政文書について

本件不開示決定について、審査請求人は対象文書を不存在とすることは、安衛法の規定に抵触する状態であり不合理であるから、行政処分を取り消し、更に文書を特定し、対象文書を開示するとの裁決を求めると主張している。一方、実施機関は、本件開示請求の対象となる行政文書を保有していないと弁明している。そこで、本件開示請求の対象となる行政文書の存否について、以下検討する。

本件不開示決定に記載された「特殊健康診断」とは、安衛法第66条第2項に規定する「医師による特別の項目についての健康診断」のことであり、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。）第22条に定める有機溶剤及び特定化学物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し事業者が行うものとして、その具体的な実施内容が

有機則及び特化則に定められている。

実施機関の弁明によると、令和2年度及び令和3年度において、水産総合研究センターには、有機溶剤及び特定化学物質を取り扱う業務に「常時」従事する職員がいなかったとのことである。この「常時」の解釈について、実施機関は、安衛則第45条に鑑み前記第4 2で述べた対象基準を設け、当該基準を満たした者に特殊健康診断を実施していると弁明しており、これは有機則第29条及び特化則第39条に定める「常時」についても同様に解釈する趣旨と思料される。

そうすると、令和2年4月から令和4年3月までの間、水産総合研究センターには特殊健康診断の対象となる職員がおらず、同健康診断は実施されなかったのであるから、少なくとも請求2の対象文書(令和3年に実施した特殊健康診断の報告書)について、これを作成及び取得しておらず保有していない、という実施機関の弁明に不自然、不合理な点は認められない。

一方、請求1(令和2年に実施した特殊健康診断の報告書)については、令和2年度に特殊健康診断の対象となる職員がいなかったと実施機関は弁明するものの、令和元年度に該当する令和2年1月から3月までの間についての弁明がない。審査請求人は、令和2年1月8日に実施された勤務条件実態調査において、水産総合研究センターが人事委員会(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項に定める安衛法に関する労働基準監督機関の職権行使機関)から指摘を受けており、この指摘を受けて特殊健康診断が実施されたものと確信していると主張しているため、この間の状況については確認する必要がある。

この点について、当審査会が実施機関に対し、後掲第6のとおり条例第23条第4項に規定する調査を行ったところ、審査請求人主張のとおり、水産総合研究センターは令和2年1月8日に人事委員会から「有機溶剤業務及び特定化学物質業務に従事する職員に対して、特殊健康診断を適正に実施すること。」との指摘を受けていたことが認められた。

しかし、実施機関の説明によると、水産総合研究センターで有機溶剤及び特定化学物質を取り扱う業務に従事する職員のうち、令和2年1月から3月までの間にその業務に従事する頻度が受診対象基準を満たした者はおらず、有機則等に定める同業務に「常時」従事する者はいなかったとのことである。そして、勤務条件実態調査における人事委員会からの指摘事項は、上記のとおり未受診者の存在について指摘したものではなく、この指摘を水産総合研究センターでは、今後、受診対象基準に達する職員がいた場合、特殊健康診断を適切に受診させるよう求める趣旨と理解しており、当審査会と

しても同センターの理解が適切であると判断する。そうすると、審査請求人の主張に係る人事委員会の指摘は、令和2年1月から3月までの間に受診対象者がいることの根拠にはならないものと思われる。

また、水産総合研究センターは令和2年（令和元年度に該当する令和2年1月から3月までを含む）に、健康診断を実施する部署である総務ワークステーションに対し、特殊健康診断の対象者がいる旨の報告をしていないとのことであり、実施機関は、このことを水産総合研究センターと総務ワークステーションの双方で確認したと説明している。

そうすると、令和2年においても水産総合研究センターには特殊健康診断の対象となる職員がおらず、同健康診断は実施されなかったのであるから、請求1の対象文書について、これを作成及び取得しておらず保有していないという実施機関の弁明に、不自然、不合理な点は認められない。

以上のとおり、請求1及び請求2について、実施機関は本件開示請求の対象となる行政文書を保有していないものと認められる。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は特殊健康診断を実施した場合の報告時期に関することなど、実施機関が行った安衛法の解釈・運用に係る種々の主張をしているが、前記1で述べたとおり、そもそも受診対象者がいなかったのであるから、これらの主張は本件開示請求の対象となる行政文書の存否に直接関係するものではない。よって、これらの審査請求人の主張は、当審査会の前記判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 4月 4日	諮問書の受理
令和6年11月25日	審議
令和7年 1月15日	条例第23条第4項の規定による調査に係る実施機関の回答の受付
令和7年 1月27日	審議
令和7年 2月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安 藤 な つ き	弁護士	
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)